

# 岩槻城跡を探る

## 第9調査室 城の外 さいたま市域と岩槻城

### 調査レポート②-3 太田窪と岩槻城 中編の下

相模國小田原城（神奈川県小田原市）を本拠に、関東の統一を進めた戦国大名・北条氏。その北条氏が1559年（永禄2年）、家臣たちに負担させる軍役などの基本台帳を作成しました。『小田原衆所領役帳』『北条家所領役帳』などと呼ばれている史料です（以下では、略称して「所領役帳」と表記します）。その中に、「千葉殿」という武士の所領として、「内野郷」（さいたま市西区内野本郷とその周辺）、「大窪村」（さいたま市桜区上大久保・下大久保）、「大多窪」（さいたま市緑区・南区太田窪）が掲げられています。

この1559年当時、岩槻城主太田資正はさいたま市の全域を支配下に収め、北条氏から「他国衆」と位置付けられていました。資正は、北条氏に服属してはいるものの、その支配領域（「岩付領」）に対しては、独立した権限が認められており、わずかな例外を除けば北条氏の一般の家臣の所領はそこにはありませんでした。その例外が、「千葉殿」の三つの所領です。このことを糸口に、戦国時代の岩槻城とさいたま市域との関わりをひもといていきます。

「前編」では、「千葉殿」の三つの所領が特異な例外であることを確認しました。この「中編」では、その例外たるゆえんを「千葉殿」のあり方に探っていきます。前半（中編の上）では、関東における戦国の世の幕開けとなった「享徳の乱」の初期に、下総国の守護大名・千葉氏が分裂し、敗れて武蔵国に亡命して「武蔵千葉氏」が誕生したこと、そしてその「武蔵千葉氏」がその後の諸勢力の興亡・離合集散の中を生き抜き、最後は北条氏に服属して「千葉殿」と呼ばれるようになるまでを跡付けました。後半の中編の下では、「武蔵千葉氏」誕生から「千葉殿」までの経過の中に、三つの所領が「千葉殿」領となる契機を探ります。



# 「千葉殿」とさいたまの三所領

## 「上足立」の「千葉殿」領 ～先行研究～

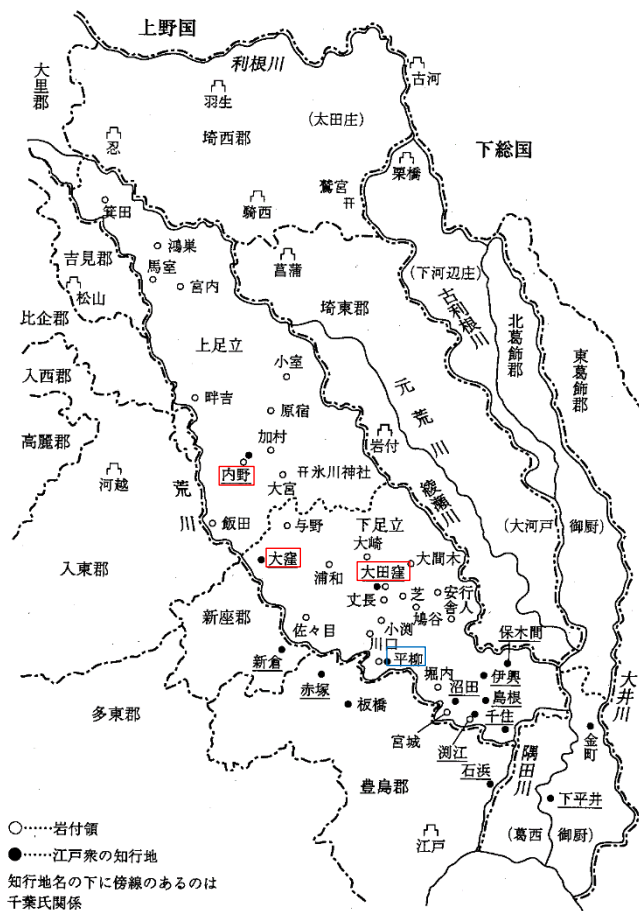
まず、これまでの武蔵千葉氏研究のなかで、「内野郷」「大窪村」「大多窪」の三所領と「千葉殿」＝武蔵千葉氏との関係がどのように論じられてきたのかを整理しておきます。

武蔵千葉氏に関する研究は、中世史家の湯山学さんが本格的な検討を始め、その後、東京都北区と板橋区の区史編さんによって史料の発掘と集積・紹介が進みました。そして、並行して進められた、中世史研究者の加増啓二さん、黒田基樹さんの精力的な取組によって大きく進展しました。めまぐるしく変動する動乱の中、武蔵千葉氏が大きな危機に幾度も直面しながら、戦国の世を生き抜いたことが明らかになりました。この過程でさいたま市域に所在する三つの所領についても言及されてきましたが、由来を物語る史料を欠いていることもあって、何故、武蔵千葉氏がこの三つの所領を知行するようになったのかについては、議論は低調でした。

そうした中で、この問題について述べているのは、湯山学さんと黒田基樹さんです。湯山学さんは、武蔵千葉氏研究に先鞭をつけた

1980年の論考「武蔵千葉氏私考」(文献5)において、足立郡内の武蔵千葉氏領は扇谷上杉氏から与えられたもので、北条氏はそれを安堵(あんど。所領の知行を認め、保障すること)した、との見通しを示しました。一方、黒田基樹さんは論考「太田道灌と武蔵千葉氏」(文献8)において、北条氏から与えられたもの、との見通しを示しました。学説が一致をみていない場合、その解決はさらなる研究の進展と深化に期待するしかありませんが、お二方の見解を紹介しながら、論点を整理しておきましょう。

まず、湯山学さんは、「所領役帳」において「千葉殿」分とされた所領の中には、北条氏の進出以前から武蔵千葉氏の所領であったことが確認できるものが多いことを指摘した上で、足立郡(上足立・下足立)周辺における岩付太田氏の所領と「所領役帳」記載所領をプロットした図を示しました(図13)。



武蔵国足立郡内の岩付領と千葉氏の知行地の所在略図

図13 湯山学さんの「武蔵国足立郡内の岩付領と千葉氏の知行地の所在略図」

※文献5掲載図に一部加筆

この図から明らかなように、「所領役帳」編成段階の足立郡内における北条氏家臣の所領は、平柳（□で囲みました。なお、「前編」で岩付領と北条領の「半手（はんて）」の所領として紹介した所領です）と「千葉殿」領に限られています。また、平柳は、もと扇谷上杉氏の重臣であった上田氏一族の知行地でした。湯山さんは、足立郡南部地域では、北条氏の進出以前から武蔵千葉氏の所領があったこと、またその東隣の葛西地域にも同じく北条氏進出以前から千葉氏の進出がみられ、北条氏段階でも上田氏をはじめとする扇谷上杉氏家臣の系譜を引く者の所領が残されていたことなども指摘した上で、これらの所領は武蔵千葉氏が扇谷上杉氏から与えられた所領であろう、との結論を導いたのでした。

これに対して黒田基樹さんは、「所領役帳」における「千葉殿」と二人の重臣の所領を七つのグループに分類し、それぞれの由来・来歴を示しました。具体的には、次のとおりです（表4）。

表4 黒田基樹さんの「千葉殿」所領分類

No.	分類	該当所領	来歴
1	赤塚郷と隣接する新座郡新倉郷	①赤塚六ヶ村、②新倉	当初の本領 扇谷上杉氏との抗争により、維持が困難になったのではない。
2	小机領上丸子	③上丸子	北条氏からの新規給与
3	葛西地域	④上平井、⑤堀内	北条氏の葛西地域攻略(天文7年)にともない、北条氏より新規に給与
4	淵江を中心にした下足立地域	⑤淵江、⑥沼田村、⑦伊興村、⑧保木間村、⑨寺(千)住、⑩三俣、	淵江郷は享徳の乱頃には東氏の所領、その後、扇谷上杉氏との抗争の過程で、親密であった東氏の所領を継承。淵江郷を拠点に一円的所領を形成
5	上足立地域散在	⑪内野郷、⑫大窪村、⑬大多窪	北条氏からの新規給与
6	石浜	⑭石浜今津	当初の本領 扇谷上杉氏への帰参後に、由緒ある所領として返還された可能性も
7	江戸地域散在	⑯鎌田、⑰石田、⑱上野	扇谷上杉氏の新規給与
	不明	⑲道宗分	

黒田さんは、湯山さんの研究以降、大きく進展した戦国時代前半南関東政治史研究の到達点も踏まえつつ、各所領グループの来歴に踏み込んだ解釈を添えています。そこには、湯山さんの理解をさらに進め、所領支配の経過を具体的に跡付けた点がある一方で、湯山さんと

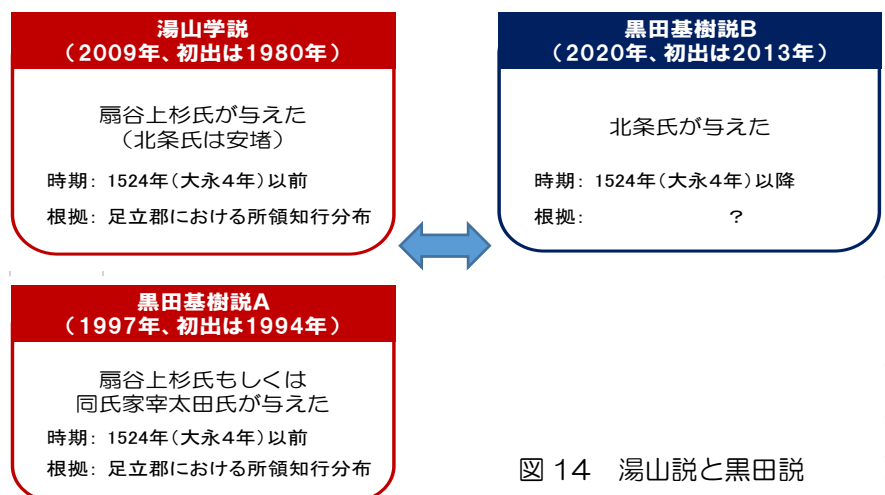


図14 湯山説と黒田説

は異なる理解となっているところもあります。No.5「上足立地域散在」として一括された内野郷以下の三所領も湯山さんの理解とは異なり、北条氏が新たに与えた所領だとしています。

但し、黒田さんはこの研究を発表する以前に同じことを論じた際に、この三所領は扇谷上杉氏もしくは同氏家宰太田氏が与えた、との見解を示していました。当初は湯山さんの見解を踏まえた理解にたっていたわけですが、その後見解を改めたこととなります（ただ、北条氏が与えたものだ、とする黒田さんの見解の根拠は示されていません。）。断片的にしか史料が残されていない以上、個々の事象が生じた理由を十分な確度をもって論じるのは困難なことです。その時々々の研究の到達点を踏まえて、整合的な形で推論をたてざるを得ない場合が多いのが、関東地方の戦国時代前半に関する研究の状況でもあります。そうした中で、解釈が分かれたり、解釈を変更したりすることは、まま生じることです。

### 「上足立」の「千葉殿」三所領の由来

では、この三所領は、黒田さんの B 説のように、北条氏から与えられたといえるのでしょうか。しかし、その答えは、否と言わざるをえません。この点は湯山学さんが示した所領分布図（図 13）を基にすれば明白です。北条氏が家臣に与える所領は、通常の場合、その地の支配権を獲得していることが前提です。北条氏は、屈服した太田資正に対して、岩付領内から所領を取り上げることはせず、むしろ北条氏の勢力圏となっていた地域においてさえも、太田資正とその一統の所領支配を保障していました。また、この三所領は、北条氏の支配領域に近いとはいえ、「前編」でみたように（7 ページ『所領役帳』の記載を読む）－『内野郷』『大窪村』『大多窪』の特異性）、それぞれが孤立して当時の岩付領の中に点在している状態です。資正の屈服以前に占領して実効支配を達成していたわけでもなさそうです。これらの点から、「上足立」における「千葉殿」の三所領は、北条氏から与えられたものではないと結論付けることができます。

では、三所領が点在している範囲を実効支配していた岩槻城主太田氏から与えられたのでしょうか。この答えも否です。複数の郡にまたがる領域を支配下に収めた岩槻城主太田氏と「千葉殿」との間の力の差は歴然としています。しかし、「千葉殿」は岩槻城主太田氏の家臣や、客分などではありませんでした。むしろ、太田氏は扇谷上杉氏の家臣の家筋、「千葉殿」は扇谷上杉氏よりも高い家格の「大名」の家筋。そうした前代以来の立場を捨てて太田氏の家臣の列に加わったのならばいざしらず、「千葉殿」が岩槻城主太田氏から所領を与えられるいわれはありませんでした。

とするならば、残るは、「千葉殿」が北条氏に従う以前から知行していた所領である可能性です。消去法で考えれば、これが結論となります。この裏付けを得るのは、これまた困難なことです。が、「千葉殿」がどのような経緯で三所領を獲得したのかを考えながら、この結論の確度を高める道を探ってみましょう。

### 「上足立」の「千葉殿」領の成立過程 －「殖田谷郷」と兵糧料所－



これまでの研究においてこの三所領を北条氏より前からの知行地としていたのは、湯山学さんの説と黒田基樹さんの説 A です。湯山さんは、扇谷上杉氏が与えた可能性を指摘し、黒田さんは扇谷上杉氏もしくはその家宰の太田氏が与えた可能性を挙げています。いずれも享徳の乱期における措置と捉えていると理解してよいと思われます。

扇谷上杉氏あるいは太田氏が与えたとの理解は、先にもみた武蔵千葉氏の来歴からすれば、受け入れやすいものです。武蔵千葉氏は内乱の深化とともに、扇谷上杉氏、そして太田道灌の影響下に組み込まれていったのです。その一方で、1462年（寛正3年）頃、支援措置（兵糧料所）として赤塚郷を武蔵千葉氏に与えた際に、その正式手続きを行ったのは堀越公方府でした。そして同郷の選択には渋川義鏡の尽力があり、同郷は渋川氏ゆかりの所領でした（「中編の上」11 ページ）。名目的にであれ、関東統治の統括者とされた堀越公方が健在であった段階では、そうした所領給与を行うのは、堀越公方の権限でした。とはいえ、堀越公方には給与すべき所領の把握は、實際上不可能であり、給与候補地の選定は、渋川氏や、山内上杉氏、そして扇谷上杉氏に依存していたのだと思われます（後述）。

また、少なくとも長尾景春の乱が起こるまで、扇谷上杉氏が武蔵国南部における対古河公方戦線を分掌していましたが、それまでに山内上杉氏はその範囲に獲得していた所領や、現地の武士層と取り結んだ緩やかな主従関係は、なお健在でした。両者の息のかかった者が入り混じる状態は、両上杉氏の対立の火種となりますが、享徳の乱の前半期には、両上杉氏は排他的な支配領域を形成するには至っていませんでした。

たとえば1470年代初頭頃（文明3・4年頃）、山内上杉氏の家宰・長尾景信と扇谷上杉氏の家宰・太田道灌（当時は出家前でしたから「道灌」とは名乗っていません）が長寿寺領殖田谷郷の代官職をめぐって、それぞれの関係者を代官職に据えようとしてつばぜりあいを繰り返していました（7月20日長尾景信書状、『埼玉県史料叢書11』577号、文献16）。少し長くなりますが、先行研究（文献5・17）を参考にしながら、この事件を少し詳しくみておきましょう。

長尾景信が支援していたのは、島根某（名前は不明です）という人物、太田道灌が支援していたのは、足立三郎という人物でした。争いの舞台の殖田谷郷は、さいたま市西区植田谷本（うえたやほん）に地名として名残を留めていますが、当時の郷の範囲は現在の植田谷本よりも広がったと考えられます。遺称地・植田谷本

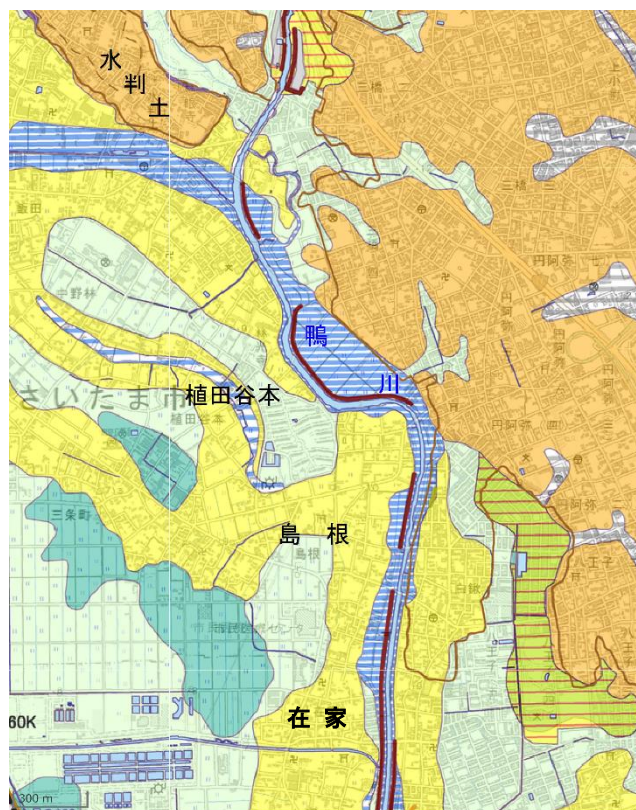


図15 殖田谷郷の遺称地周辺  
※国土地理院「治水地形分類図 更新版  
(2007~2021年)」に加筆

の南には島根がありますが、島根某は殖田谷郷内で農業経営しながら代官職を務めていたといえますから、島根に基盤をもつ在地土豪と考えられます。もう一方の足立三郎は郡名と同じ「足立」を名乗っていることから、鎌倉幕府樹立に参画した足立郡の有力武士・足立遠元（あだちとおもと）の子孫とみられます。殖田谷本には足立氏の末裔や館跡等の伝承が伝えられており、こちらも同郷内に基盤をもつ者であった可能性があります。文中の記述によれば、長尾景信に以前送った書面では、太田道灌は彼のことを「傍輩」と称していたようですので、扇谷上杉氏の被官となっていた可能性もあります。

つまり、同じ郷内に基盤をもつ者同士で寺領としての代官職をめぐる争っていたわけで、そうだとすると、争いの発端は、先ほど述べたような長尾景信や太田道灌が自分の息のかかった者を代官に据えようとしたことではなく、代官職をめぐる争う者たちが別々の有力者を頼ったことだったのかもしれませんが。ただ、発端はそうであれ、頼られた者は、自身の影響力を拡大する好機として、自らの力を駆使して支援にあたりますから、事態は紛糾の度を増し収拾がつかなくなりつつありました。

殖田谷郷の領主は鎌倉にある臨済禅の名刹・長寿寺。初代鎌倉公方とされる足利基氏が父・尊氏の菩提をとむらうために開創したと伝えられています。内乱以前の鎌倉府体制のもとでは最重要な寺院の一つでした。しかし、内乱の恒常化によって、鎌倉の権威ある寺院といえども、安閑としていては寺領が脅かされるようになっていました。寺領の現地支配は当初は経営に通じた寺内の人物が派遣されていた（直務・じきむ）のようですが、次第に実力のある武士を代官に任命することが多くなってきました。この争いも、直接的にはその代官をめぐる争いでした。

こうした争いは、本来は、まずは領主である長寿寺のもとで裁定がくだされるべきものです。誰を代官に任命するかは、領主の専権事項だからです。しかし、有力者の介入などあって領主のもとでは裁定を下せない場合には、鎌倉府や武蔵国守護の法廷の持ち込まれるのが室町時代のあり方でした。ところが、そうはならないのが、この時期の特質。争う当事者

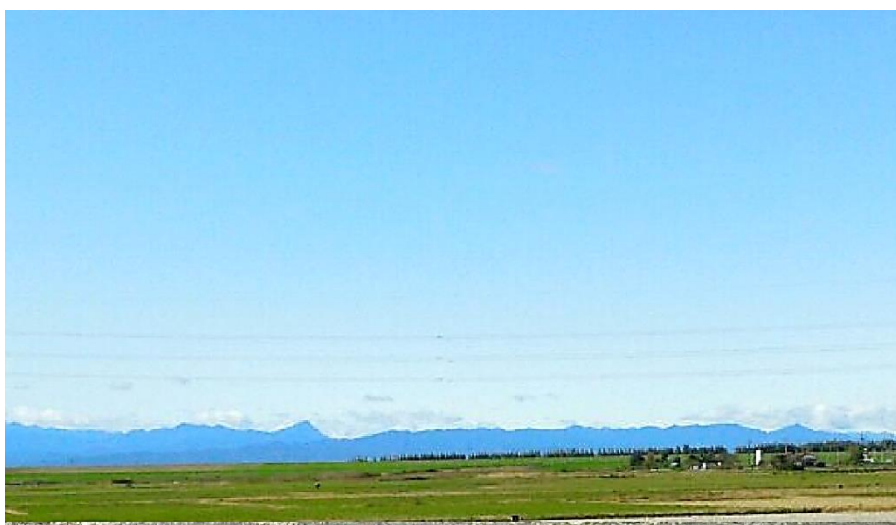


図 16 殖田谷郷の遺称地周辺  
※島根の南、桜区大字在家から。写真右手が島根。

がそれぞれ別の有力者を頼った場合、なかでも長尾氏と太田氏という実力者を巻き込んだ場合、それを裁定できる機構は事実上、崩壊しているのが当時の実情でした。

武蔵国の守護は山内上杉氏、この事件の一方の当事者・長尾景信はその家宰です。山内上杉氏に持ち込まれた争いごとは、彼の差配により調停や裁定へと進むはずですが、そうはならず、景信自ら一方の当事者との折衝に当たっています。この点で、山内上杉氏の武蔵国守護としての権能が後退していることは間違いありません。その後退の主因は、扇谷上杉氏の武蔵国における勢力の拡大でした。

では、扇谷上杉氏が殖田谷郷付近から山内上杉氏の支配を駆逐し得ていたかといえば、それも違います。両上杉氏の間でこうした折衝が行われていること、しかもそれが鎌倉の有力寺院領の代官をめぐる争いであることは、両者ともに他の勢力の介入を排除し得る領域的な支配圏が、いまだに確立されていないことを物語っているのです。むしろ、守護等の職権のみでは地域支配が進まない状態が恒常化する中、山内上杉氏も扇谷上杉氏もともに、こうした代官任命をめぐる寺社領の人事に介入することで、地域の武士層を系列化し、領域的な支配圏を形成しようとする動きを顕在化させつつあったといえるでしょう。

その一方で、この事件の経過からは、もう一つ興味深い事実が見えてきます。この事件が発生する直前、同郷は「板倉」が差配しており、「板倉」が京にもどった後に一旦、長寿寺に返却されたといえます。「板倉」というのは、渋川義鏡の重臣で義鏡に随行して関東で活動していた板倉頼資（いたくらよりすけ）です。彼は、義鏡の子息の義廉（よしかど）が斯波（しば）氏の継嗣となったのち、その側近となるために上洛したと考えられています（文献18）。斯波氏は足利氏一門で、幕府の管領を務める家柄。前当主の斯波義敏（よしとし）が堀越公方支援のために東国に派遣しようとした將軍義政の命に背いて失脚したことから、斯波氏に準ずる名門である渋川義鏡の子が斯波氏を継ぐことになりました。この人選には、遠江国の守護である斯波氏の軍勢を堀越公方の軍事力強化に駆使しようとする將軍義政と渋川義鏡の思惑が一致したことによるようです。

板倉頼資の上洛の際、彼が殖田谷郷で行使していた支配権は、太田道灌のとりなしで長寿寺に返却されたといえます。板倉頼資が殖田谷郷で支配権を行使していたということは、正式にはその主君である渋川義鏡がその権利者であったと考えてよいでしょう。

しかし、帰京に際してその権利が長寿寺に返却されたということは、殖田谷郷は、板倉氏あるいはその主君の渋川氏が代々受け継いだ所領ではなく、彼らが関東在陣中にのみ有効な権利だったことがうかがわれます。時限的な措置との名目で戦費を賄うために措置された所領のことを、兵糧料所（ひょうろうりょうしょ）といえます。殖田谷郷は、渋川氏の関東在陣のための兵糧料所として設定されていたのではないのでしょうか。

これと類似した関係を既に見てきたのを御記憶でしょうか。そう、武蔵千葉氏と赤塚郷の関係です。武蔵千葉氏に対する支援措置として、京の天龍寺塔頭の鹿王院領赤塚郷が兵糧料所として設定されたのでした。赤塚郷の場合には、鹿王院の強い抗議が幕府に寄せられ、幕府は堀越公方に対して、兵糧料所設定を解除し、鹿王院に赤塚郷を返付するよう命令し、堀

越公方も、「はじめからまずいと思ったんだけど」と無責任ぶりを発揮しながら、幕府の命令に従うよう、山内上杉氏重臣の長尾景信に命じていました。結果的にこの命令は履行されず、うやむやの内に武蔵千葉氏の赤塚郷の所領化が進んだわけですが、殖田谷郷の場合には、渋川氏が扇谷上杉氏との政争に敗れて失脚したこともあって、扇谷上杉氏の家宰・太田道灌のとりなしによって長寿寺に返付されたのでした。

戦乱の長期化は、遠方にいる領主の所領支配の弱体化をもたらし、近隣の領主による侵食の危険に常にさらされるようになりました。「押領」あるいは「強入部」という、実力占拠も多発していました。そのみならず、守護が寺社領等を兵糧料所として設定し、寺社が收取するはずだった年貢の半分あるいは所領の土地の半分以上を配下の武士に預けることが恒常化していました。特に渋川氏のように長期の遠征状態の者にとっては、本来の所領があったとしてもそのみでは戦費を賄いきれず、権威はあっても実力での所領維持が困難な寺社領などを兵糧料所として接収する場合があったようです。武蔵千葉氏に対する赤塚郷の兵糧料所としての措置を停止するよう求めていた堀越公方側近の奉行衆自身、膝下の伊豆国では、京や鎌倉の有力寺院領を兵糧料所などとして実力占拠しており、本主への返付を幕府から強く求められる有様でした（京・正脉院領伊豆国安久郷、鎌倉・浄智寺領伊豆国加納郷、京・醍醐寺地蔵院領伊豆国宇加賀・下田両郷。文献 19・20）。

もちろんそれは、勝手な行為としてではなく、堀越公方の認可のもとでの行為であったのですが、興味深いのは、堀越公方のもとで渋川義鏡は、「御料所・新闕所」などの調査権を掌握していたとされていることです（文献 20、及び（長禄 2 年）9 月 8 日長尾景仲書状写、『埼玉県史料叢書 11』522 号、文献 16）。ここでいう「御料所」は堀越公方の存立を支える所領、つまり堀越公方直轄領のこと。公方の生活費を賄うだけでなく、政務の諸経費や直属家臣たちの給養、つまり所領給与などの財源ともなる所領群です。「新闕所」とは、知行主が敵方となるなどして、知行権を没収した所領のこと。それをどのように処分するかは公方の権限に属しますが、直轄領に組み込んだり、軍功のあった者への恩賞地としたりする、公方権力を持続させていくために不可欠なものでした。それらについての調査権を渋川義鏡が掌握していたことは、兵糧料所の選定にも大きな影響力を行使することにもつながります。

但し、「新闕所」の把握は、本来、守護の任務でした。守護は敵方に組する者が現れたり、非法を働き所領没収の処分を受けた者がいたりした場合、その所領を接収し、一時的に配下の者に預け置くことも認められていました。戦乱の中、こうした闕所地の処分は次第に守護の専権事項になっていきますが、武蔵国においては守護の山内上杉氏とともに、南部の戦線の軍政司令官となった扇谷上杉氏も事実上、この権限を行使していたのだと思われます。渋川義鏡の調査権は、現地において闕所を把握している両上杉氏に対して闕所地を報告させることがその実質的な内容だったのでしょう。実際、武蔵千葉氏から赤塚郷を返付させようとしていた堀越公方府は、赤塚郷の代わりに武蔵千葉氏に与えるべき「替地（かえち）」を報告するよう、山内上杉氏の家宰・長尾景信に命じています。

長寿寺領は恐らく鎌倉府の直轄領の中から鎌倉公方によって寄進された所領を中核とし、



その後も「新闕所」などが生じた際に追加で寄進されて形成されたと考えられます。鎌倉府直轄領に由来し、またその存立が鎌倉公方と密着しているこうした寺院の所領は、広い意味での鎌倉府直轄領ととらえることができます。謀叛人となった足利成氏のあと、鎌倉府の直轄領は建前としては堀越公方が管掌することとなったわけで、広範な権限と直轄領情報の把握をもとに、渋川義鏡が兵糧料所の設定を進めたのでしょう。

### 「上足立」の「千葉殿」領の成立過程 - 「水ハツ」と鎌倉府直轄領 -

実は、武蔵千葉氏の場合と類似した、亡命者に対する所領給与の事例と思われる例があります。中世史研究者の長塚孝さんが明らかにした、足立郡（上足立）水判土の原氏の事例です。

長塚さんは、1470年（文明2年）に原信濃入道朗意（はらしなのにゅうどう ろうい）が「水ハツ」で死去した、との信頼性の高い記録を糸口に、この人物が下総千葉氏の重臣である原氏の一族であること、1465年（寛正6年）6月、古河公方に属していた原信濃入道と同八郎が幕府・上杉氏方に寝返ったこと、そして当初は松戸小金城（千葉県松戸市）のことと思われる「松渡城郭」を拠点としていたこと、原信濃入道らはこれらの働きを将軍義政から賞されるとともに、「両総州」の下総進出に尽力するよう命じられたことを明らかにしました。その上で、まもなく原信濃入道らの「松渡城郭」籠城は破れ、武蔵国に逃れたと思われること、亡命した原信濃入道らに対して幕府・上杉氏方が水判土の地を与えたと考えられること、そして水判土の地には原氏の城郭が仕立てられたと考えられることなどを指摘しました（文献21）。

ここに登場する「水ハツ」=水判土は、さいたま市西区水判土。南側に細長く伸びる台地上に立地しています。三方を低地に囲まれた要害の地であり、城館の存在をうかがわせる様々な要素があることは、既に長塚さんが指摘しています。

武蔵千葉氏にしてみれば、原氏が千葉氏一族を担いで起こした反乱により、父祖を殺され、武蔵国に亡命せざるを得なくなったのですから、異国に自分たちを追いやった元凶の一族。しかし、幕府・上杉氏方にとっては、古河公方の有力与党である下総千葉氏の重臣一族を切り崩して味方につけたことは、大きな戦果です。敗れて逃げてきたのであれば、再起を期せるよう、相応の処遇をすることに

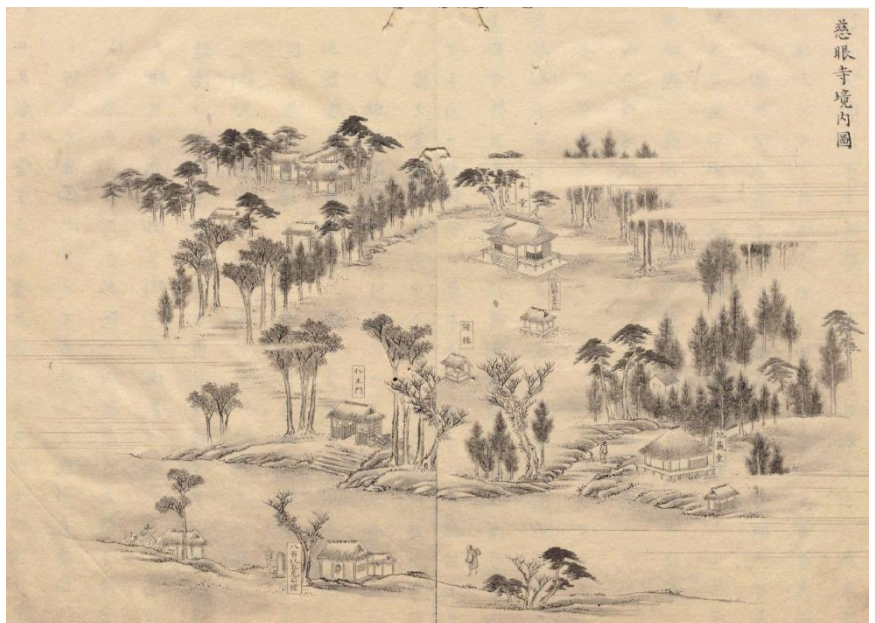


図17 江戸時代後期の水判土・慈眼寺境内図  
（『新編武蔵風土記』巻154）※国立公文書館デジタルアーカイブより

なります。この点で、原信濃入道朗意が世を去ったという「水ハツ」＝水判土が幕府・上杉氏方が用意した所領であった可能性は十分にあるといえるでしょう。赤塚郷の例なども踏まえれば、直接の差配者は渋川義鏡であり、それを堀越公方が認証して原氏に与える形をとった可能性が高いでしょう。

水判土は、殖田谷郷のすぐ北側です（図 15）。幕府・上杉氏方が差配できる所領群が近接しているわけです。しかも、このあたりは、「所領役帳」の「千葉殿」知行地の⑩内野郷からは南にわずか 3 km、大窪村からでも北北西 3.6 km。現在のさいたま市西部地域には、相当な密度で堀越公方が一定の差配をできる所領が分布していたことがうかがわれます。そのような観点で興味深いのは、足立郡が鎌倉府の直轄領となっていたことです。

鎌倉幕府の打倒後、足利尊氏・直義兄弟が後醍醐天皇から拝領した恩賞地のリストがあります。赤塚郷と渋川氏のゆかりの説明の中でも言及したものです（「中編の上」11 頁）。その中に足利尊氏分として「足立郡 泰家」との記載があります。小書されている「泰家」は、前の知行者で、これは鎌倉幕府の実権を握っていた北条得宗（とくそう）家の人物（高時の弟）です。つまり、滅亡した北条氏領が後醍醐天皇一建武政権により没収され、それが恩賞として尊氏に与えられたのです。

鎌倉府の直轄領を網羅的に検出する作業を行った山田邦明さんは、この記載といくつかの例証をもとに、足立郡は倒幕の恩賞として尊氏の所領となり、それが鎌倉府の直轄領として引き継がれたことを指摘しました（文献 22）。そこで例証として掲げられた事例は次のようなものです。

#### A 鎌倉公方直臣の所領

- ①大窪郷（さいたま市桜区）・馬室郷（鴻巣市）を山内上杉憲定が知行（1395年・応永2年）
- ②芝郷内地頭職を二階堂行春が女子に譲与（1374年・応安7年）
- ③片柳村（さいたま市見沼区）を奉公衆竜崎氏が知行（1395年・応永2年）

#### A' 鎌倉公方直臣・足利一門の所領であることをうかがわせる伝承地

- ①上戸田（戸田市）における桃井直常の子・直和の寺院開基伝承（足利氏一門）
- ②蕨（蕨市）における渋川義行とその子孫の居住伝承（足利氏一門）
- ③岸（さいたま市浦和区）の調神社における一色範行の再興（1337年・建武4年）と佐々木氏による再造（1379～81・康暦頃）伝承（足利氏一門と公方直臣）

#### B 鎌倉公方が鎌倉寺院等に寄進した所領

- ①佐々目郷（さいたま市南区・戸田市）・矢古宇郷（川口市・草加市）・箕田郷内河連村（鴻巣市）（鶴岡八幡宮領）
- ②殖竹郷（さいたま市北区）地頭職内・河田郷（桶川市）領家職内・淵江郷石塚村（東京都足立区）内（黄梅院領）
- ③中荃郷（さいたま市西区）地頭職（建長寺大統庵領）
- ④箕田郷内（極楽寺）

⑤芝郷大牧村（さいたま市緑区）（法泉寺領）

⑥畔牛郷（上尾市）内（武蔵金陸寺領）

### C 鎌倉公方が寺院を創建

①内野郷（さいたま市西区）に清河寺を創建（公方基氏）

以上の内、A ②の蕨と渋川氏との関わりは、山田さんの研究の後、確実な史料が発見されたことによって、Aに分類できることが確定されました（観応3年6月29日渋川直頼讓状写、『埼玉県史料叢書 11』371号、文献16。なお、この史料によれば、遊馬郷領家職も南北朝時代に渋川氏領となっていたことがわかり、Aの事例に追加することができます）。

山田さんはこれらの事例から、南北朝・室町時代の足立郡は、鎌倉公方直臣や公方寄進による寺院等によって支配されていることから、尊氏が拝領した足立郡全域に関わる權益が鎌倉府の直轄領として継承されていたことを指摘されたのです。山田さんが挙げられた中には、尊氏以降に足利氏関係者以外の者から没収された闕所地に由来する可能性のあるものもありますから、すべてが尊氏の足立郡拝領に由来するとは言えない面もあります。しかし、その後の新たな史料の発見によって追加される事例も数多くあります。ここで取り上げた長寿寺領殖田谷郷はまさにそうですし、遊馬郷もその一例です。

ついでに言えば、伝承も追加することができます。下落合（さいたま市中央区）の落合陣屋は安達盛長もしくは渋川義行・同義鏡家臣が城主であったとの伝承があります（文献23）。渋川義鏡ゆかりの伝承として注目されます。また、太田窪（さいたま市南区）の領ヶ谷城跡には佐々木氏が源頼朝の挙兵時に陣を構えたとの伝承があります（文献23）。伝承は地域の記憶として尊重すべきものではあるものの、鎌倉府の御所奉行などを務める奉公衆の幹部クラスに佐々木氏がいたこと（文献22・24）もあわせ考えると、これも鎌倉府関係者の所領であった記憶の残照の可能性も想定されるところです。さらに、太田窪には武蔵国主足利左衛門尉が三善影元の供養のために開創されたという弘行寺もあります。個々の人名には史料の裏付けが得られませんが、三善氏は源頼朝の幕府創立を支えた三善康信（みよしやすのぶ）の子孫が幕府や鎌倉府の高級官僚として活躍していました。これも足利氏領もしくは鎌倉府直轄領に由来する伝承と考えてよいでしょう。足立郡における足利氏－鎌倉府が処分権を行使し得る所領の密度は相当のものです。山田さんの指摘は大筋で首肯してしかるべきものでしょう。

ここでの本題である「千葉殿」の三所領はいずれもその足立郡内です。しかも、山田さんが挙げられた中に、三所領に直接関連する事案があることは、注目に値します。A①大窪郷とC①清河寺の内野郷がそれです。また、A②芝郷内



図18 大窪郷とその周辺  
※国土地理院「治水地形分類図 更新版  
(2007～2021年)」に加筆



地頭職とB⑤芝郷大牧村の芝郷も関係を想定することができます。以下、順にみていきましょう。

**A①大窪郷** 「所領役帳」の「千葉殿」領の⑫大窪村が直接関連します。大窪郷は南北朝時代初期の時点で領家方と地頭方に分割されており、そのうちの領家職は足利氏根本被官の寺岡氏から尊氏執事高師直、安保直実と変遷した後、山内上杉氏の所領となっていました。一方、地頭方は南北朝時代にその三分の二が上野国の有力武士・岩松氏関係者の所領となっていた可能性があります。岩松氏は新田氏一族ながら、早くから足利尊氏の配下に属し、室町幕府開創に大きく貢献しました。大窪郷は足利氏直轄領に由来し、山内上杉氏をはじめとする鎌倉府関係者に給与されていたことがうかがわれます。その後の経過には不明な点が多いものの、領家職＝領家方は江戸時代には領家村となり（現在の桜区大久保領家）、地頭方は江戸時代の塚本村（現在の桜区塚本）や上・下に分村されて上大久保村・下大久保村（桜区上大久保・下大久保）となったと考えられます（文献25）。こうした状況を踏まえると、「千葉殿」領の「大窪村」は、領家方ではなく地頭方の系譜を引いていると考えてよいでしょう。

**C①清河寺の内野郷** 「所領役帳」の「千葉殿」領の⑬内野郷が直接関連します。内野郷内に創建された臨済宗清河寺は、1422年（応永29年）に鎌倉公方足利持氏の祈願所とされたのが初見ですが、寺伝では初代鎌倉公方足利基氏が幼くして亡くなった兄の冥福を祈って開創したと伝えられています。寺伝どおりとすれば、鎌倉公方が寺院を開創する土地はその直轄領と考えてよいでしょう。また祈願所設定直後には、長井駿河三郎実基とその親族の者から、上内野郷内と佐地川内の所領が清河寺に寄進されています。佐地川は先ほど出て来た水判土の西隣、さいたま市西区佐知川



図19 清河寺とその周辺  
※国土地理院「治水地形分類図 更新版  
(2007~2021年)」に加筆

がその遺称地です。長井駿河三郎実基がどのような人物かを直接物語る情報はありませんが、駿河三郎との名乗りから、恐らくは駿河守の官職を得た人物の子であることがうかがわれ、それは自称ではなく、鎌倉公方を介して任命を受けたものであったと思われます。そうした点からすれば、この長井氏は在地の土豪層ではなく、上層の武士層、具体的には公方持氏とも近い関係を有する奉公衆等である可能性も想定されるところです。奉公衆としての長井氏は、源頼朝の重臣・大江広元の子孫が知られています。この長井氏は、鎌倉幕府以来、法務に関わる業務を世襲する高級官僚家でした。鎌倉府においても長井氏は引付頭人（ひきつけとうにん。訴訟の審理を行う引付方の長官）などの要職に任じられていました。また、さきほどの山田さんの挙例のB③中荃郷が建長寺大統庵領となる前の領主は長井次郎左衛門尉でした（その後も長井下野守憲□が公方持氏から中荃郷を与えられています）。中荃郷は内野郷の西隣、内野郷周辺には長井氏の所領が密に分布していたと考えられます。



## A②芝郷内地頭職・B⑤芝郷大牧村の芝郷

「所領役帳」の「千葉殿」領の⑬大多窪が関連します。芝郷の地名は川口市芝にその名残をとどめていますが、同地は大多窪の遺称地・さいたま市南区・緑区太田窪の南隣です。B⑤の大牧村はさいたま市緑区大牧にその名を留めており、戦国時代後半から江戸時代初期の史料からは川口市小谷場・柳崎なども芝郷内であったことがうかがわれます。太田窪も芝郷の範囲に含まれていたと考えてよいでしょう。B⑤芝郷大牧村はもと中条出羽入道の所領でした。中条氏は武蔵国中条保を名字の地とする有力武士。鎌倉幕府の宿老として、武蔵国の武士としてはただ一人、幕府の評定衆に加えられ、尾張国守護

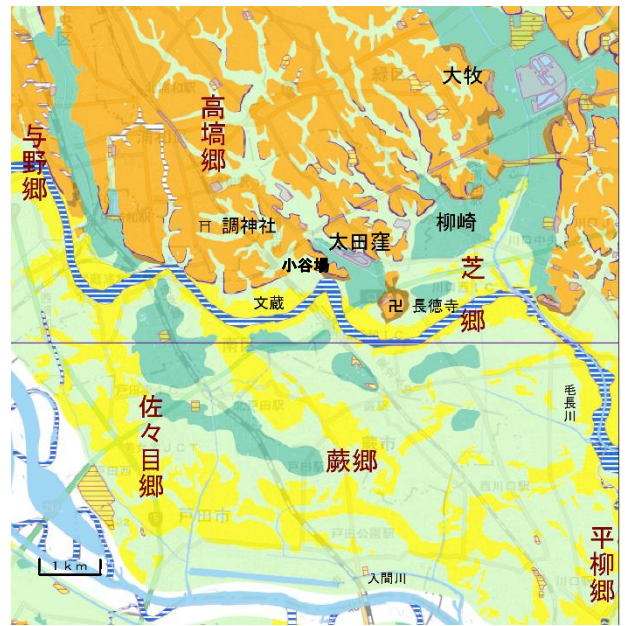


図 20 芝郷とその周辺  
※国土地理院「治水地形分類図 更新版  
(2007~2021年)」に加筆

にも任じられました。その本家は代々出羽守に任じられ、南北朝時代以降、分家の者も出羽守を称していましたから、これが鎌倉時代以来の中条氏の所領なのか、南北朝時代以降、足利氏から給与された所領なのかは確定できません。一方、A②芝郷内地頭職は具体的な場所（村など）が不明ですが、これはもとは彦部□江守の所領だったといえます。彦部氏は足利氏の根本被官（先ほども名前が出て来た足利尊氏執事・高師直の一族）です。鎌倉府においても、鎌倉公方足利基氏の近習（きんじゅう）としての活動などが知られています。その跡を引き継いだのは二階堂氏。芝郷内の臨濟禅の名刹・長徳寺（川口市芝）は1364年（貞治3年）に鎌倉公方足利基氏が開創し、足利持氏が「諸山」の寺格を与えたと伝えられ、創建時の檀越は佐々木左衛門入道道超と二階堂遠江入道道興、その後、蕨の渋川氏と土田（戸田市）の桃井氏が檀越となったといえます（文献26）。川口市芝の西隣のさいたま市南区文蔵は戦国時代には二階堂氏の所領となっていたことなどから、芝郷とその周辺は二階堂氏との関りが深いことも指摘されています（文献27）。この二階堂氏は、鎌倉幕府以来、政所執事（財務長官）や評定衆など要職を務める家柄です。1374年・応安7年に芝郷内の地頭職を息女に譲与した二階堂行春も、鎌倉府の政所執事を務めた鎌倉府の幹部です。長徳寺の開創寺伝において二階堂氏に加えて佐々木氏が登場していることも注意をひきます。先ほども言及したように、太田窪には佐々木氏に直接関わる伝承がありました。佐々木氏には鎌倉府の御所奉行を務める一族がいました。この佐々木氏の伝承も、奉公衆佐々木氏の所領の残影である可能性があります。

以上、「千葉殿」の三所領についてあらためて見てみました。いずれも足利氏－鎌倉府の直轄領に由来する鎌倉公方直臣の所領や関連寺社領との関わりがうかがわれるわけですが、ここで登場した知行者の多くは、享徳の乱に際し、古河公方に従いました。大窪郷地頭方の三分の二を知行していた可能性のある岩松氏は、古河公方を支える大名級有力武士の一員でし

た。芝郷に知行地をもつ二階堂氏も主要な一族は古河公方の直臣となります。伝承のみですが、佐々木氏も古河公方成氏の重臣に移行し、古河公方領域の西の防衛拠点である菖蒲城（久喜市）の城主となりました。公方直臣は直臣たるゆえに、鎌倉府が分裂すると公方成氏に従った者が多く、当然のことながら、彼らの所領は幕府・上杉氏方によって没収されたことでしょう。鎌倉公方から寺社に寄進された所領も、兵糧料所として設定されやすい所領でした。足利尊氏領となったことを起点として、足立郡では享徳の乱の過程で大量の闕所地が生まれ、兵糧料所も多数設定されたのではないのでしょうか。

こうしてみると、「千葉殿」の三所領も鎌倉府直臣領から転化した闕所地や寺社寄進地に設定された兵糧料所に由来する可能性もありそうです。当然のことながら、これをもって、扇谷上杉氏（もしくは太田氏）が与えたものとの湯山学さんや黒田基樹さんの説 A は成り立たないということはいけません。三所領と「千葉殿」・武蔵千葉氏との直接的関係が判明するのが「所領役帳」においてのことですから、武蔵千葉氏が三所領をいつ獲得したのかも絞り込むことはできません。享徳の乱後半の長尾景春の乱以降であれば、扇谷上杉氏との関わりの中で、これらの所領を獲得した蓋然性は十分にあります。その一方で、長尾景春の乱勃発以前の段階であるならば、武蔵千葉氏対して所領等を措置するのは、史料から確定できる赤塚郷の場合と同様に、堀越公方であり、その実質的差配は渋川義鏡であったと考えるのが実際のでしょう。

### 「上足立」の「千葉殿」領の存続

「千葉殿」の三所領の来歴についてのせんさくはひとまず以上に留めておきますが、三所領を北条氏以前からの知行と理解した場合、問題が一つ残ります。これらを北条氏が与えたとの理解を退ける根拠となった、岩付領における完全な例外性のことです。

扇谷上杉氏が与えたにせよ、堀越公方が与えたにせよ、その後の経過、特に扇谷上杉氏と北条氏が激しく争う中で、1524年（大永4年）の江戸城攻略以降、北条氏方に属した武蔵千葉氏と岩槻城主太田氏は敵対する陣営に分かれることになりました。その後1548年（天文17年）、岩槻城主太田資正が北条氏に服属するまでの間、一時期を除けば、三所領は敵対勢力の所領に浮かぶ離島・孤島状でした。そうした状態で20年以上の間、武蔵千葉氏は三所領を維持し続けられたのでしょうか。

これについても確実な裏付けをもって説明するのは困難ですが、太田氏と武蔵千葉氏との関係を考慮からはずすことはできないのではないのでしょうか。武蔵千葉氏は「大名」千葉氏の正統を継ぐ者としての格式を保ちながらも、次第に扇谷上杉氏の影響下に包摂され、中でも太田道灌と親交を深めつつ道灌の支援への依存を深めていきました。そうした関係から、道灌が主人の扇谷上杉定正に謀殺されるや、武蔵千葉氏は道灌の嫡子資康とともに扇谷上杉氏から離反し、山内上杉氏のもとに参陣しました。こうした関係はやがて岩槻城主となった太田氏一族（岩付太田氏）にも継承され、江戸城落城後、敵味方に分かれながらも、太田氏側は武蔵千葉氏との交誼と家格を重んじ、岩付領内の武蔵千葉氏領には敢えて干渉しなかつ

た、このような想定も、あるいは可能かもしれません。

ところで、1524年の江戸城攻略後、北条氏綱は武蔵侵攻の手を緩めず、すぐさま岩槻城や蕨城を攻略しました。しかし、防戦一方だった扇谷上杉氏が山内上杉氏や甲斐国（山梨県）の武田氏と連携して反攻に転じると、7月には岩槻城を奪回されるなど、氏綱は守勢に回らざるをえませんでした。けれども氏綱の攻勢は止まず、8月には足立郡三室郷（さいたま市緑区三室周辺）に軍勢の狼藉を禁止する制札を発行しており（大永四年八月廿六日「北条氏綱制札」さいたま市指定文化財）、足立郡南部では北条勢の活動が続いていたことがわかります。そして翌1525年（大永5年）、氏綱は再び岩槻城を急襲して城主太田資頼（すけより）を石戸城（北本市）に追い、岩槻城を掌中に収めました。以後、1531年（享禄4年）に太田資頼に奪回されるまで、岩槻城は北条氏の支配下にありました。但し、この時北条氏は、家臣を城代として送り込むことはせず、今回の岩槻城攻略に功績のあった、元の岩槻城主渋江（しぶえ）氏を城主としました。渋江氏は、山内上杉氏に緩やかに従属する武蔵国東部の有力国衆でしたから、まずは直接支配を行うのではなく、渋江氏を介して岩槻城周辺地域の北条領国化を進めようとしたようです。

1525年、扇谷上杉氏と北条氏は白子原（和光市）で会戦し、扇谷上杉氏方が勝利を収めました。白子原は「千葉殿」領の②新倉のあたり。武蔵千葉氏の重要所領・赤塚郷からも北西わずか約2kmです。翌1526年、扇谷上杉氏は今度は入間川を渡って蕨城を攻撃、蕨城を手中に収めました。この攻勢と連動して、上総国の真理谷武田氏と安房国の里見氏らが東から江戸方面に進軍しました。このとき、武田氏が発行したと考えられる制札が石浜の総泉寺に残されていました。石浜は享徳の乱期以来の武蔵千葉氏領、そして総泉寺は石浜城の膝下に武蔵千葉氏が開創した菩提寺です。武蔵千葉氏と運命共同体的な寺院でさえ、安全保障を敵方に求めるほど、武蔵千葉氏領は反北条氏方の攻勢にさらされていたことがわかります。

蕨の近傍に位置する大多窪（太田窪）は前線地帯となりました。岩槻城奪回をめざす太田資頼の拠点の石戸城と内野郷との間も10kmほど。内野郷とその南の大窪村も敵方所領として蹂躪される危機に直面していました。さらに太田資頼が岩槻城を奪回し、岩槻城を中心とした領域支配構築を目指していく中で、武蔵千葉氏領は存続の危機に瀕していたはずですが、そうした状況にもかかわらず、先ほどの想定のように、太田氏側の特別な配慮によって武蔵千葉氏の三所領が存続したといえるのでしょうか。

この点で興味深いのが、岩槻太田氏の重臣宮城氏の事例です。宮城氏は足立郡宮城（東京都足立区）が名字の地と考えられ、太田資頼の子の全鑑が岩槻城主のときから史料が残されています。緑区大間木が所領の一つで、中央区大戸にもゆかりがあったことが知られており、宮城氏はさいたま市域に関わりの深い武士です。この宮城氏の所領の全容を示す史料があります。1572年（元亀3年）に北条氏が行った岩付衆の軍役改定の指令書がそれです（壬申（元亀3年）正月9日「北条家印判状」、国立公文書館所蔵「古文書」（豊島宮城文書）。『新編埼玉県史 資料編6』（文献28）715号）。





ではありません。「千葉殿」領や他の江戸衆の所領が密集する中に、絶海の孤島のように「沼田之内屋敷分」がぽつんと1か所あります。「屋敷分」とは宮城氏の本拠の居館のことと思われます。しかもその「屋敷分」のある「沼田」の主要部は、「千葉殿」領でした。「千葉殿」領と宮城氏領との関係は、構図をかえて、「上足立」における「千葉殿」三所領と同様の関係にあったこととなります。

宮城氏が岩槻城の太田氏の家中に加わる時期など、細部を含めて検討の余地は多く残されていますが、陣営を異にする中でも、「千葉殿」と太田氏の間には、それぞれの支配領域の中に点在する一方の所領に対して相互に不干渉とする個別的な関係が維持されていたのではないのでしょうか。

# その後の「千葉殿」

## それからの「千葉殿」

戦国の世の幕開けとなった「享徳の乱」の過程で下総国の守護大名・千葉氏が分裂し、敗れた本家の者たちが武蔵国に亡命して誕生した武蔵千葉氏。その武蔵千葉氏が北条氏に服属して「千葉殿」と呼ばれるようになるまでをたどりながら、内野郷・大窪村・大多窪という三つの所領が「千葉殿」領として存続した事情を探ってきました。この「中編」の最後に、その後の「千葉殿」の行く末を垣間見て、「後編」への導入としておきます。

「所領役帳」が編成された1559年（永禄2年）の翌年9月、北条領国を揺るがす大事件が起こります。越後国の戦国大名・長尾景虎（ながおかげとら。上杉謙信という名で知られる人です。何度も名前を変えているので、ここでは長尾景虎に表記を統一します）が関東に進出してきたのです。景虎は、北条氏に敗れて越後国に逃れた関東管領山内上杉憲政（のりまさ）に関東の回復を懇請され、さらに安房国の里見氏など、北条氏の攻勢にさらされていた関東諸将の要請を受け、関東に進出してきたのです。強大な領国を形成した大名同士が角逐を繰り返すことで、戦乱は一気に激化しました。岩槻城の安穩を祈祷していたある僧侶はこの様子を、「景虎越山し、申・酉・戌三年、関東にあり。武・相・上大乱す。」と記しました（埼玉県指定文化財「紙本墨書大

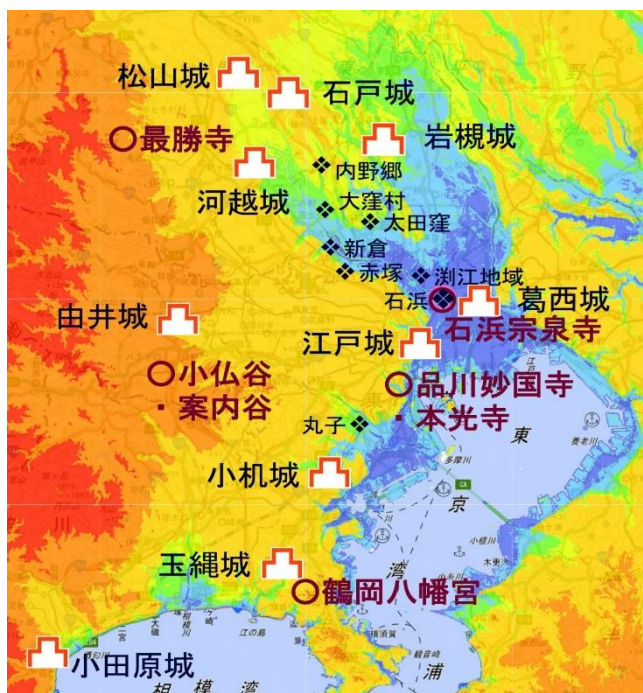


図23 太田資正の制札

○：資正が長尾景虎勢として制札を発行した相手  
※表6より作成

表5 1560年から61年に太田資正が制札を発行した相手方

※「出典」欄の『新埼』は文献28

年	月日	対象地	現在地	出典
1560(永禄3)	12月10日	最勝寺	埼玉県越生町	『新埼』287号
	12月14日	石浜宗泉寺(総泉寺)	東京都台東区・荒川区	『新埼』288号
	12月	品川妙国寺	東京都品川区	『新埼』292号
	12月	品川本光寺	東京都品川区	『新埼』293号
1561(永禄4)	2月晦日	多摩郡小仏谷・案内谷	東京都八王子市	『新埼』296号
	2月晦日	多摩郡小仏谷・案内谷	東京都八王子市	『新埼』297号
	3月22日	鶴岡八幡宮	神奈川県鎌倉市	『新埼』299号

般若波羅蜜多經」氷川女體神社所蔵、文献 29)。「武・相・上」とは武蔵・相模・上野国のことです。

景虎が上野国沼田城（群馬県沼田市）に着陣すると、上野国の有力国衆たちが軒並みこれに帰服、動揺は武蔵国にも波及しました。かつて北条氏に屈服させられた岩槻城の太田資正もこれに呼応する気配をみせたことから、北条氏康は必死に引き留めようとしたのですが、資正はそれを振り切り、越後勢へと鞍替えしてしまいました。「上足立」の三所領が敵方領中である状態となったのはもちろんですが、「千葉殿」の重要な所領である「下足立」の瀏江地域は敵方領域と接する前線地帯となりました。「千葉殿」は再び厳しい局面に立たされました。

同年 1 2 月から翌年 3 月にかけて、資正は各地に軍勢の狼藉を禁止する制札を発行しています(図 23・表 6)。資正が景虎の尖兵としてさかんに活動していたことがうかがわれますが、中でも 1 2 月 1 4 日に石浜宗泉寺に制札を発行していることは注目されます。この宗泉寺は、先ほども登場した石浜総泉寺、「千葉殿」の重要拠点・石浜城膝下の寺だからです。

こうした制札は、発行者の主体的な意思によって発行されるのではなく、安全の保障を求める者からの働きかけによって発行されるものです。したがって、日付の順に資正が進軍していたのかと言えば必ずしもそうではありません。石浜宗泉寺の場合で言えば、宗泉寺側が必要な経費（礼銭・れいせん）を携えて資正のもとに赴き、制札の交付を依頼した結果であることはいえませんが、資正がその日どこにいたのかを直接物語ってくれるわけではないのです。とはいえ、資正の軍勢の来襲が予想されない状況では危険を冒してまで制札の発行を求めはしないでしょうから、宗泉寺の近くに資正の軍勢が駐留していた可能性はあります。そして宗泉寺の隅田川対岸の葛西地域では、この年 1 2 月頃、江戸城東方の前線拠点となっていた葛西城が反北条勢に攻略されました。攻略を主導したのは、北条氏によって葛西城を奪われ、岩槻城に身を寄せていた大石石見守を含めた太田資正勢であったと考えられています(文献 30)。この時、「千葉殿」がどのように対処したのかはわかりませんが、葛西城救援のために資正勢と干戈を交えたかもしれません。

長尾景虎は、翌 1 5 6 1 年（永禄 4 年）武蔵国に進軍し、越後勢本隊と太田資正ら帰服した関東諸将を伴い、小田原城を包囲しました。しかし、北条氏と同盟する甲斐国の武田氏、駿河・遠江国の今川氏の援軍が迫ったため、小田原城を攻略できないまま撤退しました（なお、その帰途、長尾景虎は山内上杉憲政から上杉家の名跡と関東管領の職を譲られ、鎌倉において正式に継承し、その名を上杉政虎（まさとら）と改めました）。すると今度は北条氏からの反撃が始まりました。越後勢は松山城（埼玉県吉見町）や葛西城などは攻略したものの、それ以外の北条氏の拠点城郭は攻略しなかったため、強大な越後勢本隊が後退すると、北条氏の領域支配はまたたくまに回復され、越後勢に寝返った国衆たちはその中に孤立する形になりました。結果的に、寝返った国衆たちは個別撃破され、葛西城 - 岩付領 - 松山城を結ぶラインが北条氏の攻略目標となっていきました。

「千葉殿」領、特に下足立の瀏江地域は、葛西城と岩付領に挟まれ、背腹に敵方との前線をもつ形となりました。言い換えると、瀏江地域は、両者を分断する役割を果たすことにな

りました。「千葉殿」は独力で二正面作戦を展開する実力はありませんでしたが、瀏江地域を死守しなければならないこととなりました。

1562年(永禄5年)、北条氏の葛西城・岩付領に対する攻勢が本格化します。1月下旬、北条氏の軍勢が入間川(現在の荒川)を渡って足立郡西部に侵攻し、26日には水判土の慈眼房(さいたま市西区水判土の慈眼寺)を焼き払い、2月2日には蕨(蕨市)・佐々目郷(さいたま市南区から戸田市周辺)方面を放火してまわりました。その上で、葛西城に江戸衆の太田康資勢を主力とする軍勢を差し向け、さらに「忍(しのび)」をも駆使して葛西城攻略をはかりました。葛西城は2か月ほど持ちこたえましたが、4月下旬、陥落しました。このとき、太田康資は、葛西城に籠城していた安房国里見氏の重臣を討ち取ったといえます。

この後、北条氏康はいよいよ岩付領攻略に取り掛かり、甲斐国の武田信玄にも応援を頼んだ上で、同年11月、松山城を囲みました。太田資正は長尾景虎に救援を依頼しましたが、越後勢の救援は間に合わず、翌1563年(永禄6年)2月、松山城は陥落しました。これにより資正は完全に孤立してしまい、氏康による岩付領平定は時間の問題となりました。

ところが、ここでまた大事件が起こります。太田康資が敵方に寝返ったのです。資正支援のために里見氏の軍勢が江戸湾岸を北上し、葛西城の攻撃を開始したところ、葛西城の守備にあっていた太田康資が里見氏の陣へと移ってしまったのです。この一大事に北条氏康は、大軍を率いて葛西城に入り、里見・太田連合軍との決戦に臨みました。1564年(永禄7年)正月、両軍は下総国国府台(千葉県市川市)で激突し、里見・太田連合軍は大敗しました(第二次国府台合戦)。太田資正は太田下総・常岡(恒岡)・半屋などの重臣を討ち取られ、自身も深手を負い、危うく頸をとられるところを側近の舎人孫四郎・野本与次郎らに助けられました(文献26)。辛うじて岩槻城に逃れた資正でしたが、まもなく子の氏資によって岩槻城から追放され、氏資は再び北条氏に服属しました。そしてその3年後、氏資は北条氏の一部将として出陣した上総国三船山(千葉県君津市)合戦で討死してしまい、岩付太田氏は断絶、岩付領は北条氏の直接支配下に組み込まれるのです。なお、この合戦では、蕨の地域領主として存続していた渋川氏が太田氏資と共に敗死したと伝えられています(文献31)。

この間、「千葉殿」の動静はいまひとつわかりませんが、第二次国府台合戦の直後、興味深い文書が北条氏から発行されています。

○甲子(永禄7年)3月23日 北条家印判状(井田家文書、文献9・32)

被下置知行方

一、七貫文 丸子之内手作分、同屋敷、

一、一ヶ所 足立之内島根之村、

以上

右、千葉殿御老母為御堪忍分、丸子村此度渡置申上、為替島根村遣候、永代可致知行者也、仍如件、



甲子 (虎朱印、印文「禄寿応穩」)  
三月廿三日

(康光) 奉之  
遠山左衛門尉

### 高橋殿

北条氏が高橋という武士にあたえた文書です。北条家当主の公印である朱印が日付のところに押しあてられていることから、「印判状 (いんぱんじょう)」・「朱印状 (しゅいんじょう)」と呼ばれるものです。日付の下 (上の引用では右側) にある「遠山左衛門尉」は、この印判状発行の担当者となった者で、右側の「奉之 (これをうけたまわる)」がそのことを示しています。この人物は北条氏康・氏政の側近として活躍した遠山康光。のちに長尾景虎改め上杉謙信の養子となった三郎景虎 (北条氏政の子) の側近として、もう一人の養子・景勝との跡目争いを戦った人物としても知られています。

内容は、「千葉殿御老母」の「堪忍分」として高橋が丸子村を渡した替わりとして、足立郡島根村を知行地として与える、というものです。冒頭に掲げられている二か所の所領の内、「丸子之内手作分、同屋敷」については何も触れられていませんが、この23年後の1587年 (天正15年) に高橋は同じ所領を北条氏から安堵 (あんど。所領知行を保障すること) されており、両所ともに高橋の所領として存続したことがわかります。とすると、「千葉殿御老母」に渡した丸子村の中で、「丸子之内手作分、同屋敷」だけは高橋の手元に残された部分であったと考えられます。「手作分」は高橋自身が直接経営している耕地、「同屋敷」は高橋が居住する館。この高橋氏は、丸子村を本拠とする土豪であったのでしょうか。

ここで問題になるのが、何故この直前の時期に「千葉殿御老母」に「堪忍分」が与えられたのか、ということです。他の武士から所領を差し出させてまでして、北条氏が「千葉殿御老母」に「堪忍分」を与えた理由はどのあたりにあったのでしょうか。

「所領役帳」の「千葉殿」分所領の中には、「小机」の「上丸子」の20貫文がありました (「前編」1ページ)。この「上丸子」と「千葉殿御老母」の「丸子村」を同一地とする見解もあります (文献13) が、印判状では高橋が丸子村を差し出したのは「此度」とされており、この直前であったと考えられること、「所領役帳」が編成された1559年 (永禄2年) とこの印判状との間には5年の歳月があることなどから、「所領役帳」における「上丸子」と印判状における「丸子村」とは別の所領と考えるべきでしょう。「上丸子」「丸子村」は多摩川河口部の右岸に形成された丸子荘 (丸子保) という荘園の名残で、江戸時代には上丸子村・中丸子村・下丸子村にその名を留めていました。

「千葉殿御老母」は高橋家の出身であったことを想定し、彼女が嫁ぐまで過ごした地で余生を送るための措置だったとする見解もあります (文献33・6)。一応筋の通った見方ではありますが、実家の所領を召上げてまで「千葉殿御老母」の余生のための所領組み換えを行ったことになり、「千葉殿御老母」に対してかなり特別な配慮を北条氏が行ったことになり

ます。

しかも、高橋が替わりに与えられた所領は、島根村（東京都足立区）、そこは「千葉殿」の中核所領である澁江地域に含まれていました。高橋と「千葉殿」は、北条氏を仲立ちとして、それぞれの中核的な所領を交換したように見えます。先に掲げた図 22（16 頁）をみれば一目瞭然なように、島根は澁江地域の中央に位置しており、このことだけをみれば、「千葉殿」はその母のために、領域的支配をしていた澁江地域の中心部に他氏の所領を呼び込んだようにも見えます。これは、領主にとっては大きな不利益となること。「千葉殿」の母親への孝養の思いには並々ならぬものがあつたのでしょうか。

但し、ここで注意しなければならないのは、「所領役帳」の「千葉殿」分所領の中に島根村が記載されていないことです。これについては、当面、ア) 島根村は北条氏の直轄領であつた、イ) 島根村は「所領役帳」に記載された所領内部の「村」だつた、以上二つの可能性を想定することができます。

ア) については、「所領役帳」は北条氏から所領知行を認められた者たちの所領を知行者ごとにとりまとめたものですから、北条氏が直接の収入とする直轄領は原則として記載されていません。その処分権は北条氏の匙加減でいかようにもできたわけですから、供出した所領の代替地として数ある直轄領の中から選びだしたのがこの島根だつたということになります。ただ、それにしても、よりによつて、「千葉殿」領密集地域の中央に位置し、高橋の本拠と考えられる丸子からは 30 km 近く離れた島根村です。高橋にとっては、かなりわりに合わない所領です。しかも、島根村には所領としての知行高が記されていません。高橋からすれば、所領高が示されていないのでは、供出した丸子村からの減収分が同等に補填されたのかどうかもわかりません。北条氏にしても、高橋が勤めるべき軍役の算定ができません。そして何よりも、島根村が直轄領内であつたならば、所領高が記されないとは考えがたいからです。

こうしてみると、イ) の可能性が浮上します。「所領役帳」における「千葉殿」所領の中で、⑤澁江の所領高は 185 貫文。これに次ぐのは①赤塚六ヶ村の 80 貫文ですから、⑤澁江が他を圧する規模の所領であつたことがうかがわれます。⑤澁江は複数の村に相当するものを内包する広域所領であつたわけです。島根村は⑤澁江の範囲内に含まれる村だつたと考えことができそうです。

ここで改めて、「堪忍分」とは何かを考えてみましょう。日本史用語に関する代表的な辞書から、次の三例を掲げておきます。

①『国史大辞典』（文献 34）

かんにんぶん 堪忍分

生活を支えるに足るだけの扶助料。戦国時代、被相続人が家督を譲つたのち相続人より支給される隠居分、また幼少のため家産を後見人の管理に委ねた被後見人が、後見人より支給される生計費などを指す語として多く使用されている。もちろん単なる生計の資としても使用されるが、本来的には、大名権力による知行制・軍役賦課体系の

整備などとかかわる無役分として出現した語と思われる。

**参考文献** 『古事類苑』宗教部三

②『日本史大事典』(文献 35)

**堪忍分** かにんにぶん

近世、生計の資として給与された知行。知行には石高に応じて軍役が賦課されるのが原則であるが、堪忍分にはそれが免除されていた。堪忍とは食糧・生計の資、ひいては「生計を保つ」という意である。堪忍分には、将軍の息女に与えられる化粧料、大名が客分の士や討死した家臣の遺族に与える捨扶持、合力などのほかに、改易された大名に幕府が与える場合があった。(例示略)

③『時代別国語大辞典 室町時代編』(文献 36)

**かにんにぶん【堪忍分】**

武家で、客分の士や主家のために死んだ家臣の遺族などに給与する禄。(用例略)

①の語義では、主に武家のイエ内部での取扱が規定されています。重要な要素である無役については、大名等の上位権力の承認が必要でたでしょうが、そこでの所領や生計費のやりとりには上位権力は介在せず、相続・被相続者間や後見・被後見人間で完結しています。

次の②は江戸時代の語義、③は室町時代の語義ですが、用語の定義としては共通する部分が多く、どちらも上位者が下位者に与える関係性をもっています。②が③と異なっているのは、末尾の定義、改易された大名に対する給与です。南北朝時代には「渴命分」などとして、反乱等に対する懲罰・処分として所領を没収した武士に対して、ごく一部のみ所領の没収を免じる場合があります。そうしたあり方が戦国時代を経過する中で、死罪を免じ、追放等も免じた分、生存に必要な最低限の所領のみ知行を許されるあり方が「堪忍分」という語に統合されていったことがうかがわれます。

「堪忍」という語の戦国時代における基本的な語義が「耐え忍ぶ、あるいは、我慢する」であること(文献 37)からすれば、所領等を差配される側に一定の制約が生じることが「堪忍分」の語には内包されていたと考えられます。①にみられる「隠居分」という語義も、自らの全所領を後継者に譲与したからこそ、隠居後の生計のためにわずかな所領を知行する形となることが「堪忍」分たるゆえんと考えられます。「堪忍分」は「隠居分」の同義語ではなく、譲与者が「堪忍」するからこそ、「隠居分」に当たる言葉として使用されたのではないのでしょうか。

このように見てくると、「千葉殿御老母」の隠居の経費を賄うために高橋の所領を召上げるのは、やはり相当な異例といわざるをえません。「千葉殿」が特筆すべき手柄を挙げたのであれば、「千葉殿」本人に褒美＝恩賞として所領を与えてしかるべきもの。「千葉殿御老母」ということであれば、彼女自身が大きな手柄を挙げたと考えざるをえません。

一方、②の語義にあった、改易という契機はどうでしょうか。これについては、上で例示した「千葉殿御老母」の手柄の想定と併せて考えてみる必要があります。というのは、いずれにしても非常に異例な措置である「千葉殿御老母」への「堪忍分」給与は、北条氏の政治

的判断なくしてはあり得なかったことと考えられ、そうだとすると、この印判状が第二次国府台合戦の直後に出されたというタイミングと無関係とばかりは考えられないからです。

「千葉殿」と良好な関係を取り結んでいたと思われる江戸太田氏の康資が、反北条氏方に寝返ったとは、「千葉殿」にも大きな衝撃を与えたことでしょう。想像をたくましくすれば、「千葉殿」にもその誘いがあったことは、想定してみてもよいでしょう。この場合、a)「千葉殿」がその誘いに乗るのを「千葉殿御老母」が食い止めた、b) 実際に「千葉殿」がその誘いに乗ってしまった、この二つの可能性が生じてきます。

a) の場合、事実上、恩賞として与えられたこととなります。太田康資の寝返りは、房総の反北条氏勢力との最前線にあたる江戸城の防衛体制を弱体化させ、江戸衆にも動揺が生じたでしょう。「千葉殿」を北条氏方に押し留め、寝返りの連鎖を断ち切ったとすれば、隠居領の名目で、所領を与えることはあり得ることかもしれません。これに対してb) の場合、「千葉殿」は所領を没収されたでしょうから、先の②「改易」に相当します。恐らく「千葉殿」に同行できずに「千葉殿」領に残されたその母に対しては、北条氏が配慮して、その生計を支える所領を手当てした、ということになります。「千葉殿」所領の中から代替地が選ばれ、その所領高が把握されていないのも、そうした事情から理解することができそうです。

仮に②=b) だとしても、しばらくたつと北条氏方の一員として「千葉殿」の活動が知られていますから、「千葉殿」はほどなく北条氏方に帰参したと思われます。これまでの武蔵千葉氏研究では、この時期以降、武蔵千葉氏に対する北条氏の圧迫を示唆する見解が示されていますが、このケースだとするならば、北条氏による圧迫、「千葉殿」の勢力削減策によるのではなく、「千葉殿」の裏切りに対するペナルティとして、「千葉殿」領が削減されたと考えることとなります。

この後、「千葉殿」にはもう一度、存亡の危機が訪れます。北条氏方・江戸衆の一員として出陣した関宿城(千葉県野田市)攻めで、当主の千葉次郎胤宗が戦死してしまったのです。1573年(天正元年)のことです。名門武蔵千葉氏の断絶を惜しんだ北条氏政は、北条一門の北条氏繁の子息を胤宗の娘の婿として千葉氏の家名を継がせたといいます(『異本小田原記』卷之三、文献38。文献13)。それが千葉次郎直胤です。直胤は引き続き江戸衆の一員として活動しており、1585年(天正13年)には、当時北条氏と同盟関係にあった徳川家康への援軍としての遠江国(静岡県)への出陣や、天正年間前半頃、北条氏政の統制下にあった岩槻城の在番衆(岩槻衆として編成された旧太田氏家臣とは別に、江戸衆から選抜して派遣された駐留部隊)としての勤務などが知られています(文献13)。

1590年(天正18年)、北条氏は天下統一を進める豊臣秀吉との全面对決に臨み、そして敗れました。北条氏は滅亡し、北条領国は徳川家康に与えられました。この時、武蔵千葉氏がどのように身を処したのかを直接物語る史料は残されていませんが、小田原本城と拠点城郭に軍勢を集結・籠城する策をとった北条勢の一員として、恐らくは江戸城か葛西城に籠城したのではないかと思います。南関東の北条方諸城の攻略を進める浅野長政率いる豊臣方の大軍が迫ると、江戸城は抵抗せずに開城しましたが、葛西城は降伏しなかったため、



浅野勢（長政指揮下の徳川部隊）により制圧されたといいます（文献 39）。

降伏した城兵は助命されますが、しばらくの間は軟禁され、やがて武装解除の上、解放されたことでしょう。しかし、彼らはそれまでの地位も所領も失いました。ある者は新たな仕官先を見つけて他家に仕え、ある者はかつての所領内に土着し、侍身分を捨てて村落の中で活路を開いていきました。武蔵千葉氏は後者の道を選んだようです。栄光と波乱に満ちた東国武士としての武蔵千葉氏の歩みは、ひとまずここで終焉を迎えたのでした。

## おもな文献

- ・文献番号、執筆者、書名または論考名、(掲載書)、発行者、刊行年の順で紹介します。
- ・文献番号は前編からの通し番号としました。
- ・文献番号と書名を太字にしたものは、さいたま市立図書館が収蔵している図書です。所蔵館は、さいたま市図書館ホームページにて御確認ください。

- 1 佐脇栄智 (校注) 『戦国遺文北条氏編 別巻 小田原衆所領役帳』 東京堂出版 1998年
- 2 峰岸純夫 『中世災害・戦乱の社会史』 吉川弘文館 2001年
- 3 加増啓二 「武蔵千葉氏の末裔－埼玉県浦和市太田窪の千葉家とその旧蔵文書の検討を中心に－」 『埼玉地方史』 第23号 1988年
- 4 黒田基樹 『扇谷上杉氏と太田道灌』 岩田書院 2004年
- 5 湯山 学 『関東上杉氏の研究』 (湯山学中世史論集1) 岩田書院 2009年
- 6 加増啓二 『戦国期東武蔵の戦乱と信仰』 岩田書院 2013年
- 7 板橋区立郷土資料館 『武蔵千葉氏』 (特別展図録) 同館 2015年
- 8 黒田基樹 『戦国期関東動乱と大名・国衆』 (戎光祥研究叢書第18巻) 戎光祥出版 2020年
- 9 足立区立郷土博物館 『戦国足立の三国志－宮城氏・舎人氏・武蔵千葉氏－』 (企画展図録) 同館 2019年
- 10 北区史編纂調査会 『北区史 通史編 中世』 東京都北区 1996年
- 11 湯山 学 『三浦氏・後北条氏の研究』 (湯山学中世史論集2) 岩田書院 2009年
- 12 盛本昌広 「戦国前期六浦における扇谷上杉氏家臣の動向」 黒田基樹編『扇谷上杉氏』 (シリーズ・中世関東武士の研究 第5巻) 戎光祥出版 2012年
- 13 黒田基樹 『戦国大名領国の支配構造』 岩田書院 1997年
- 14 梶原正昭 (校注) 『義経記』 (新編日本古典文学全集 62) 小学館 2000年
- 15 板橋区史編さん調査会 『板橋区史 通史編 上巻』 東京都板橋区 1998年
- 16 埼玉県教育委員会 『埼玉県史料叢書 11 古代・中世新出重要史料一』 埼玉県 2011年
- 17 北区史編纂調査会 『北区史 資料編 古代中世1』 東京都北区 1994年
- 18 家永遵嗣 『室町幕府将軍権力の研究』 (東京大学日本史学研究叢書 1) 東京大学日本史学研究室 1995年
- 19 杉山一弥 『室町幕府の東国政策』 思文閣出版 2014年
- 20 静岡県 『静岡県史 通史編2 中世』 同 1997年
- 21 長塚 孝 「武蔵原氏と上足立郡」 『埼玉地方史』 第71号 埼玉地方史研究会 2015年
- 22 山田邦明 『鎌倉府と関東』 校倉書房 1995年

- 23 埼玉県教育委員会 『埼玉の館城跡』 同 1968年(1987年国書刊行会より復刊)
- 24 湯山 学 『鎌倉府の研究』(湯山学中世史論集4) 岩田書院 2011年
- 25 浦和市史編さん室 『浦和市史 通史編I』 浦和市 1987年
- 26 川口市 『川口市史 近世資料編III』 同 1983年
- 27 「角川日本地名大辞典」編纂委員会(編) 『角川日本地名大辞典 11 埼玉県』 角川書店 1980年
- 28 埼玉県 『新編埼玉県史 資料編6 中世2』 同 1980年
- 29 浦和市史編さん室 『浦和市史 第二巻 古代中世史料編II』 浦和市 1983年
- 30 長塚 孝 「中世後期の葛西城・葛西地域をめぐる政治状況」 葛飾区遺跡調査会『葛西城址XIII 第3分冊』(葛飾区遺跡調査会報告書第5集) 同会 1989年
- 31 蕨市 『新修蕨市史 通史編』 同 1995年
- 32 杉山博他(編) 『戦国遺文 後北条氏編 第一巻』 東京堂出版 1989年
- 33 杉山 博 「戦国期の足立」(例会報告要旨・第85回報告)『戦国史研究』第14号 戦国史研究会 1987年
- 34 勝俣鎮夫 「かんにんぶん 堪忍分」 国史大辞典編修委員会編『国史大辞典 第3巻(か)』 吉川弘文館 1983年
- 35 高木昭作 「堪忍分 かんにんぶん」『日本史大辞典 第2巻 か〜け』 平凡社 1993年
- 36 室町時代語辞典編修委員会 「かんにんぶん【堪忍分】」 『時代別国語大辞典 室町時代編二』 三省堂 1989年
- 37 土井忠生他編訳 『邦訳日葡辞書』 岩波書店 1980年
- 38 黒川真道編 『室町殿物語・足利治乱記・異本小田原記』(国史叢書) 国史研究会 1914年 ※国立国会図書館デジタルコレクション
- 39 戸谷穂高 「小田原合戦と葛西」 葛飾区郷土と天文の博物館編『平成十九年度特別展 関東戦乱』 同館 2007年